

湖北広域行政事務センター施設整備に関する基本方針
概 要 版

平成26年 2月 策定

平成28年 3月 改訂

湖北広域行政事務センター

目 次

1. 基本方針策定及び改訂の趣旨	1
1-1. 基本方針策定の趣旨	1
1-2. 基本方針改訂の趣旨	1
2. センター施設の現状	2
3. 次期施設の考え方	2
3-1. 焼却施設、リサイクル施設、污泥再生処理センター	2
3-2. 斎場施設	7
3-3. 施設設置（隣接）について	9
4. 建設用地選定等の考え方	10
4-1. 焼却施設、リサイクル施設、污泥再生処理センター	10
4-2. 斎場施設	13

1. 基本方針策定及び改訂の趣旨

1-1. 基本方針策定の趣旨

政府が平成 25 年 5 月に閣議決定した新一般廃棄物処理施設整備計画では、従来の「3 R」の推進に加え東日本大震災の教訓を踏まえ大規模災害に備えて、広域圏での処理体制を構築し各施設が備える能力を発揮できるよう整備しておくことが必要であるとして、老朽化が進む廃棄物処理施設の適切なタイミングでの更新・改良を行い、システムの強靱化を確保することとしている。さらに、廃棄物処理施設の整備にあたっては、廃棄物処理施設の省エネルギー・創エネルギー化を進め、回収エネルギーの熱供給による地域還元の取り組みを促進するなど、地域全体で温室効果ガスの排出抑制やエネルギー消費の低減を図ることが重要であるとしている。

湖北広域行政事務センター（以下「センター」という。）では、国の方針を具体化していく必要があることから、平成 25 年度に「湖北広域行政事務センター施設整備に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定した。

1-2. 基本方針改訂の趣旨

平成 25 年度に策定した基本方針では、センターが設置管理運営を行っている斎場施設の方針については、別途、現地での建替計画を検討中であったことから除外することとした。しかし、斎場施設の現地建替えについて地元自治会の理解と協力が得られないこと、また、現施設を稼働させながら同時に利用者の利便性と安全性を確保し同一敷地内で建替えを行うことが現実的に困難なことから、新たな建設用地を求めていく必要が生じた。

これらのことから、今回、平成 25 年度に策定した基本方針に新たに斎場施設の方針を加え基本方針の改訂を行うこととする。また、改訂に伴い、平成 27 年 3 月策定の「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、施設規模等についても見直すこととする。

2. センター施設の現状

1) 可燃ごみ焼却施設、不燃・粗大ごみ破碎処理施設、最終処分場

施設名称	湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ		湖北広域行政事務センター クリーンプラント	
敷地面積	14,258m ²		47,612m ²	
竣工年月	平成11年3月		平成2年3月	
施設区分	ごみ焼却処理施設	リサイクル施設	粗大ごみ処理施設	一般廃棄物最終処分場
運転管理	直営(一部委託)	直営(一部委託)	直営(一部委託)	直営
用地所有状況	センター所有(7,723m ²) + 借地(6,535m ² :長浜市、～H41.3)		センター所有	

施設名称	伊香クリーンプラザ		余呉一般廃棄物最終処分場	ウイングプラザ
敷地面積	6,096m ²		64,548m ²	44,600m ²
竣工年月	平成9年3月		昭和61年度	平成27年3月
施設区分	ごみ焼却処理施設	破碎選別・資源化施設	一般廃棄物最終処分場	一般廃棄物最終処分場
運転管理	委託	委託	一部委託	直営
用地所有状況	センター所有		借地(長浜市、自治会他～H35.9)	センター所有

2) し尿処理施設

施設名称	第1プラント
敷地面積	20,642m ²
竣工年月	昭和59年3月
施設区分	し尿処理施設
運転管理	直営(一部委託)
用地所有状況	センター所有

3) 斎場

施設名称	こもれび苑	木之本斎苑	余呉斎苑	西浅井斎苑
竣工	昭和54年10月	平成15年12月	平成11年1月	昭和61年3月
敷地(m ²)	8,936m ²	3,121m ²	4,591m ²	2,502m ²
運転管理	指定管理	指定管理	指定管理	指定管理
用地所有状況	センター所有	借地(長浜市、期限なし)	借地(長浜市、期限なし)	借地(長浜市、期限なし)

3. 次期施設の考え方

3-1. 焼却施設、リサイクル施設、污泥再生処理センター

(1) 施設整備の基本理念と施設建設までの流れ

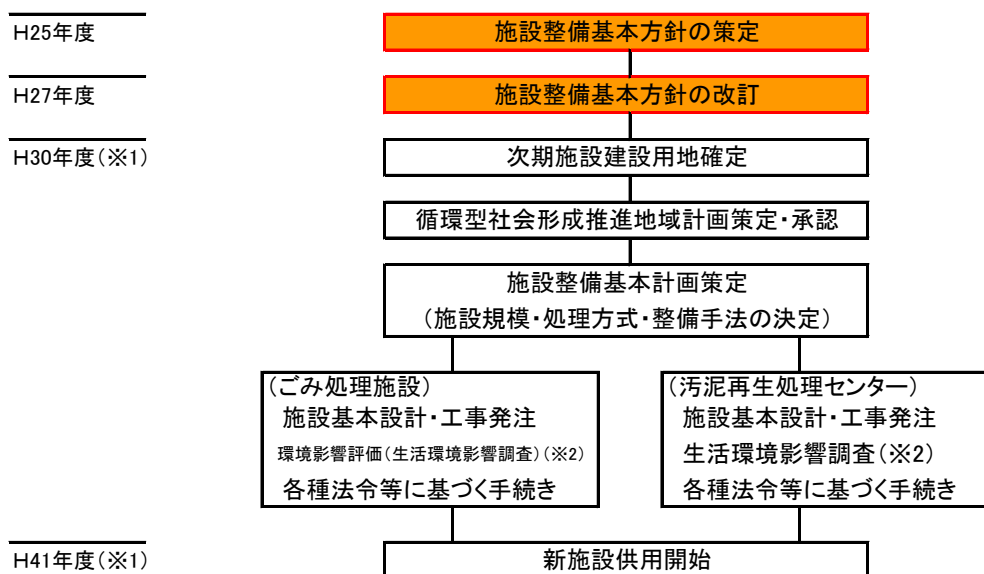
【施設整備の基本理念】

廃棄物処理法では、「廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にする事により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること」を制定の目的としており、市民生活に欠かせない一般廃棄物処理施設の整備を行ううえで環境保全への配慮をはじめとする施設整備の基本概念を遵守する事が重要である。

近年、処理技術の発達により、処理施設が周辺に及ぼす環境負荷の低減は進んでいることから、今後は、省エネルギー化・創エネルギー化を進め地域の廃棄物処理システム全体でエネルギー消費の低減および温室効果ガスの排出抑制を図っていくことが求められている。

このことから、次期施設の整備にあたっては、焼却施設の回収熱エネルギーの効率的な有効利用と設備・維持管理の合理化による電力使用量と二酸化炭素排出量の抑制を図り、低炭素社会や循環型社会形成の推進に貢献するものとする。

【次期施設（ごみ処理施設・汚泥再生処理センター）の整備手順】



※1 現施設の地元自治会との協定により、施設竣工(H11.3)から30年以内に施設を移転、また施設移転の期間満了から10年前(H31.3)までに移転地を確定すると規定されている。

※2 廃棄物処理施設の整備に際しては、廃棄物処理法により、設置(変更)届出に生活環境影響調査書の添付が義務づけられている。
滋賀県環境影響評価条例及び同施行規則により、4t/時間以上の処理能力をもつごみ焼却施設の整備は環境影響評価の対象となる。
(汚泥再生処理センターは処理能力100kL/日以上が対象となるため、現計画施設は対象外となる。)

(2) 施設整備規模の設定

① ごみ処理施設

施設の稼働予定年度である平成41年度の施設整備規模を、一般廃棄物処理基本計画の各目標値を用いて算出した。なお、焼却施設は災害廃棄物発生時の処理余力を見込んだ。

- | | |
|---------------------------------|-----------|
| 1) 焼却施設整備規模 | : 143 t/日 |
| 2) リサイクル施設整備規模 | : 33 t/日 |
| (破碎選別施設: 21 t/日、資源処理施設: 12 t/日) | |

② 汚泥再生処理センター

施設の稼働予定年度については、現施設が稼働後30年を経過しているが、施設の一部改良もしくは運転方法の見直しを行うことで施設の長寿命化を図ることにより、平成41年度とし、施設整備規模を算出した。

施設整備規模: 40 kL/日 (20kL/日 × 2 系列)
(し尿 12kL/日、浄化槽汚泥 28kL/日)

(3) 処理能力に基づく施設敷地面積

施設建屋、周回道路といった必要最低限の面積に加え、付加的に必要な施設等を考慮すると、焼却施設とリサイクル施設を合棟とする場合の概略必要敷地面積は 19,000 m²、焼却施設とリサイクル施設を別棟とする場合の概略必要敷地面積は 26,000m²となる。

■必要敷地面積

単位:m²

区 分		焼却施設・リサイクル施設:合棟		焼却施設・リサイクル施設:別棟		備 考
		建築面積	周回道路含む	建築面積	周回道路含む	
処理施設	焼却施設	6,500	10,000	4,500	7,500	
	リサイクル施設			5,000	8,500	
	汚泥再生処理センター	1,000	3,000	1,000	3,000	
	計	7,500	13,000	10,500	19,000	
その他必要施設等		1,500		1,500		管理棟他
緑 地		4,500		5,500		20%以上
合 計		19,000		26,000		

注)各面積は概略値であり、接続道路や土地の形状等により異なる。

緑地面積(緑化率20%以上)は以下の方法により算出した。

(処理施設面積(周回道路含む)+その他必要施設面積)÷(1-0.2)=合計面積(1,000m²単位切上げ)

合計面積-(処理施設面積(周回道路含む)+その他必要施設面積)=緑地面積とした。

(4) 余熱利用計画の検討

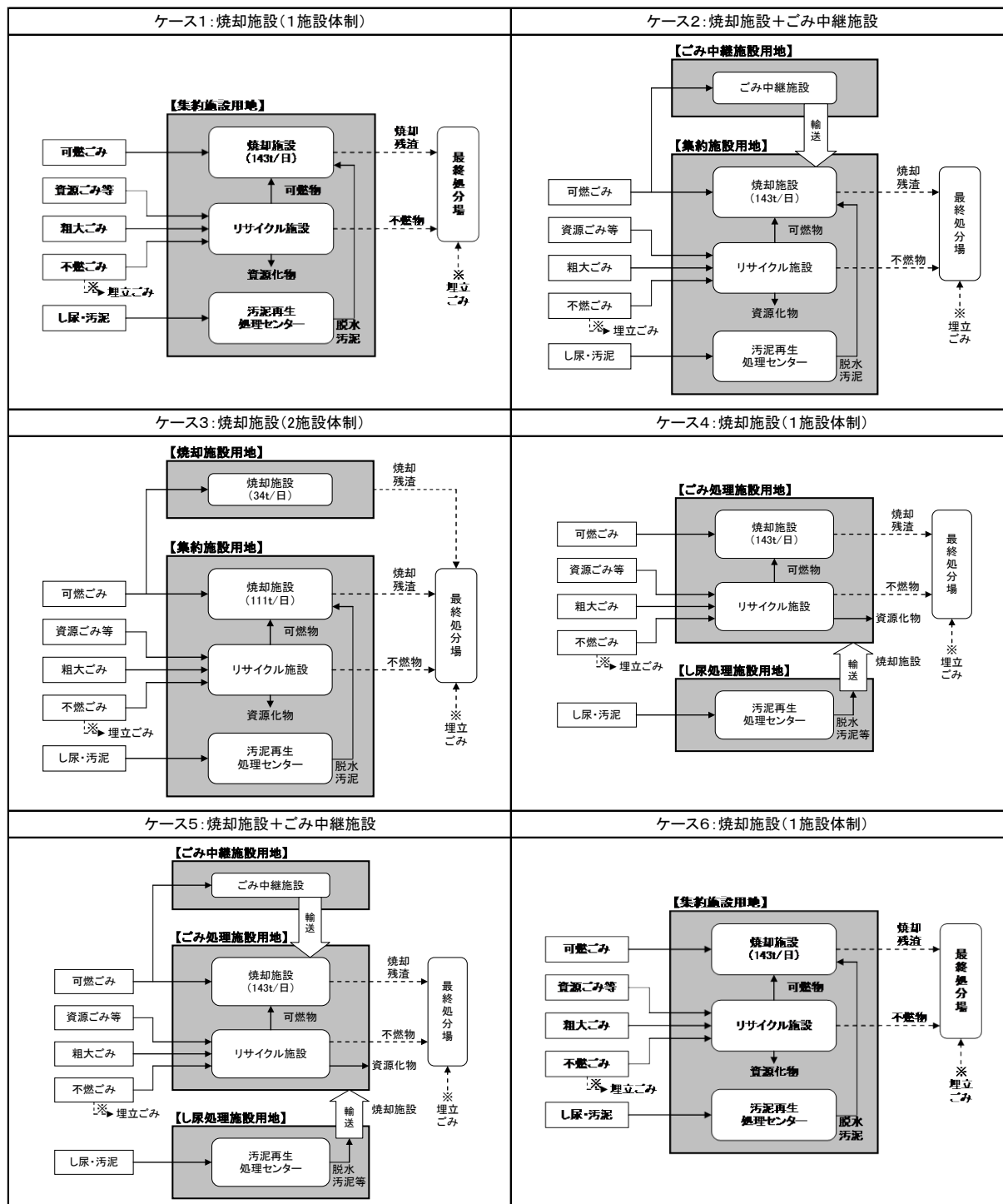
近年、施設規模 100 t/日 (全連続燃焼式) 程度以上の焼却施設では、ボイラ設備を設けて蒸気エネルギーを回収し、ごみ発電による熱回収が行われており、その規模によって施設内の所要電力を賄う自家発電に留める方式と、余剰電力を電力会社へ逆送電して売却する方式がある。

また、発電以外の余熱利用用途の実例として、場内では給湯や暖房での利用、また場外では福祉施設や温水プールでの利用が多くされている。

全国的な同等施設規模の事例に基づく、次期施設の余熱利用としてはごみ発電や発電以外の利用が可能と考えられ、具体的な利用方法については住民ニーズも踏まえて今後検討していくものとする。

(5) 処理システムの考え方

施設の基本理念を具現化するための処理システムについて、経済、熱利用等の面から下記の6ケースについて、比較検討を行った。



注) ケース1～3: 集約施設用地案(ごみ収集運搬効率に配慮した位置)

ケース4・5: ごみ処理施設用地(ケース1～3と同位置)+し尿処理施設用地(ごみとし尿の収集運搬効率に配慮した位置)

ケース6: 集約施設用地案(圏域の中心に配置: 収集運搬効率を考慮しない場合)

○ 集約施設用地（ごみ収集運搬効率に配慮した位置）

ケース 1：焼却施設 1 施設体制

ケース 2：焼却施設＋ごみ中継施設

ケース 3：焼却施設 2 施設体制

○ ごみ処理施設用地＋し尿処理施設用地（ごみとし尿の収集運搬効率に配慮した位置）

ケース 4：焼却施設 1 施設体制

ケース 5：焼却施設＋ごみ中継施設

○ 集約施設用地（圏域の中心に配置：収集運搬効率を考慮しない場合）

ケース 6：焼却施設 1 施設体制

ケース 1～3 の集約施設用地には、焼却施設、リサイクル施設及びし尿処理施設（汚泥再生処理センター）が集約していることから、リサイクル施設及びし尿処理施設の処理残渣の運搬輸送が不要であり、ケース 1, 2 では効率的なごみ発電が可能で、リサイクル施設やし尿処理施設に余剰電力の供給も可能となる。

3 ケースのうち、ケース 1 は集約施設用地のみであるため、収集運搬総距離が他のケースよりも長く、集約施設用地に搬入車両が集中するため、周辺環境への負荷が他のケースよりも大きくなる。ケース 2 は、中継施設の整備により収集運搬総距離がケース 1 よりも短く、集約施設用地への搬入車両の集中も軽減されるが、中継施設に係る費用が必要となる。ケース 3 は、焼却施設を 2 施設整備するためコスト高となり、焼却施設での熱回収効率（発電効率）も悪くなる。

ケース 4, 5 では、ごみ処理施設用地とし尿処理施設用地を分けるため、ケース 1, 2 に比べて用地費の増加分やし尿処理残渣の運搬費分がコスト高となる。

ケース 6 の集約施設用地は、収集運搬効率を考慮していないため、ケース 1 よりも収集運搬費が高く、収集運搬総距離も長くなる。

各ケースを比較すると、ケース 1 が最も効率的で経済的であると考えるが、実施にあたっては、経済面・環境面等の比較検討内容のほかに、直接持込みによる住民利用を考慮して、総合的に処理システムの検討を行うものとする。

（6）市民利用（リユース施設）の検討

市民が利活用を行う施設としては修理・再生施設、環境学習施設等が挙げられ、リサイクル施設に併設するが、これらの利活用を通じて「3 R」の啓発を図っていくものとする。

3-2. 斎場施設

(1) 次期斎場施設の理念と建設までの流れ

【次期斎場施設の理念】

1. 人生の終焉の場にふさわしい施設

斎場は、遺族が故人との最後の別れを行う場所であることから、死者の尊厳を重んじるとともに、遺族や会葬者の心情に配慮し、落ち着きと安らぎの感じられる斎場とします。

2. すべての利用者にやさしく、安心して利用できる施設

『どこでも、だれでも、自由に、使いやすく』というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、わかりやすい動線、案内表示の徹底など、必要な設備や機能を整備し、すべての人にとってわかりやすく、安心して利用できる斎場とします。

3. 環境に配慮した施設

環境への負荷を軽減するために、先進施設を参考にして適切な管理基準を設定し周辺地域の自然・生活環境への影響を低減させ、環境との調和が図れる斎場とします。

4. 省資源や省エネルギーに配慮した施設

管理基準を遵守するとともに、建設・維持管理のコスト削減に取り組み、省資源や省エネルギー対策に配慮した斎場とします。

5. 運転・維持管理がしやすく経済性に配慮した施設

運転者の熟練度に過度に依存することなく安定した火葬が継続できる施設整備を行い、業務の効率化と省力化を図ります。

【次期斎場施設の整備手順】

H27年度

施設整備基本方針の改訂

次期施設建設用地確定

測量・地質・土壌汚染等調査
施設整備基本計画策定

施設基本・実施設計、工事発注
各種法令等に基づく手続き

H32年度以降

新施設供用開始

(2) 斎場施設集約の考え方

センターでは、長浜市と旧伊香地域との合併により「こもれば苑」、「木之本斎苑」、「余呉斎苑」、「西浅井斎苑」の4施設の管理運営を行っており、当センターの中心施設であるこもれば苑について老朽化に伴う施設整備を早急に進める必要がある。

センター管内の4斎場のうち伊香3斎場は火葬炉2基の小規模施設であることから、維持管理に係る費用の増大につながっている。今後、施設更新に当り規模の大きな斎場に統合することで公害防止設備や建築設備に十分な投資が可能になり、維持管理に必要なコスト削減も見込まれる。環境保全の観点からも維持管理が困難な小規模施設は統合することが望ましいと考えられる。

統合にあたっては、斎場までの移動時間が問題と考えられるが、現在、西浅井・余呉・木之本区域の利用者は、斎場までの移動時間が15～45分程度となっている。ホール利用からの斎場利用が全体の約85%であり、現在のホールからの利用を考えると、概ね1時間程度の移動であればサービスの低下は少ないと考えられる。

現在の施設の利用状況、火葬炉設備の耐用年数、ダイオキシン類排出防止等の環境対策及び経済性の比較検討から、現在稼動している伊香3斎場について、新しく整備する「こもれば苑」の稼動に併せて「余呉斎苑」、「西浅井斎苑」は閉鎖し、ダイオキシン類削減対策指針が示された以後に建設された「木之本斎苑」については施設の大規模修繕が予測される平成35年（稼動後20年後）をめぐりに閉鎖することとする。

(3) 施設整備規模の設定

規模算出目標年度は、死亡者数のピークを迎えるとの推計（内閣府資料）がされている25年後の平成52年度（西暦2040年）とし、将来人口及び死亡率・死亡者数等の予測を行い、必要火葬炉数を算出した。

必要火葬炉数：9 炉（8 炉＋予備炉（1 炉））

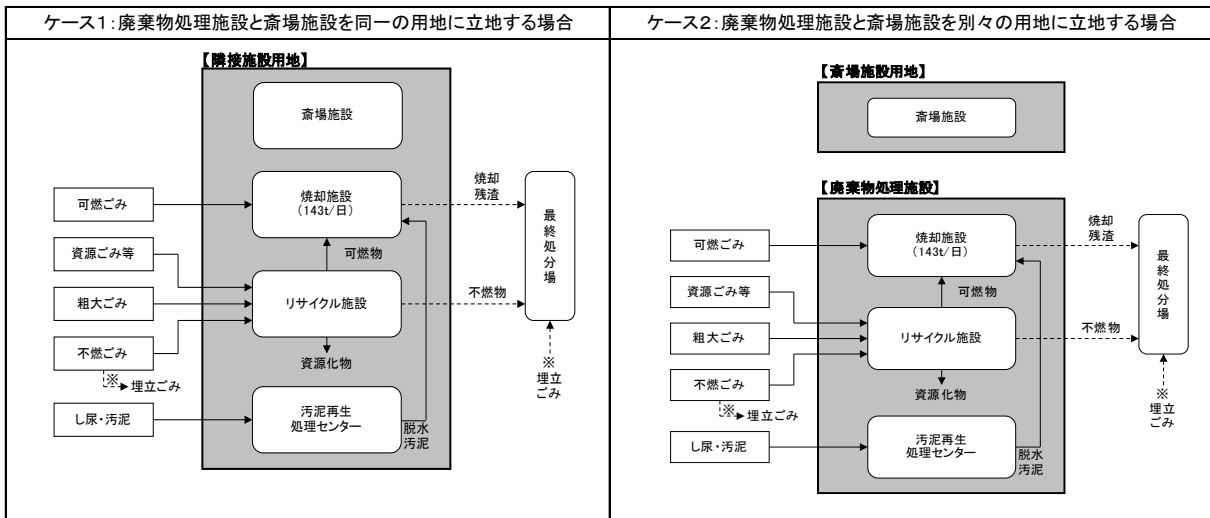
(4) 施設面積の検討（処理能力に基づく施設敷地面積）

必要敷地面積は、建築物面積、駐車場面積、構内道路等面積と緑化率20%以上より、16,800㎡となる。

・建築物面積（建築面積）	： 4,400 ㎡
・駐車場面積	： 3,600 ㎡
・構内道路等面積	： 5,400 ㎡
・緑地面積（20%以上）	： 3,400 ㎡
合 計	： 16,800 ㎡

3-3. 施設設置（隣接）について

今後、新たな施設整備においては効率的な整備が求められていることから、下記の2ケースについての比較検討を行った。



センターが管理運営するすべての施設を集約・隣接することでのメリットとしてソフト的には、住民がごみを持ち込む際に可燃、不燃、粗大ごみの判別が難しい場合でも一箇所で受け付けられることから持込の利便性が向上することが考えられ、また、維持管理部署を統合することが出来るため各施設を一元的に管理することができ、維持管理経費の削減が図れると考えられる。ハード的なメリットとしては、搬入道路整備など施設設置に伴うインフラ整備に要する経費削減や、緑地・駐車場など各施設で必要となるものを共有することができ施設用地の有効利用や施設整備の経費削減を図ることが出来る。

そのほか、ごみ焼却施設の廃熱を利用した発電、汚泥再生処理施設から出る汚泥を助燃材として焼却するなど各施設から排出されるものを活用し相互利用することによりゼロエミッションを目指し、環境負荷の低減を図り低炭素社会や循環型社会形成の推進を目指すことなどを総合的に判断して、各施設を一箇所に隣接させた施設整備計画が望ましいと考える。

■ 施設隣接のメリット

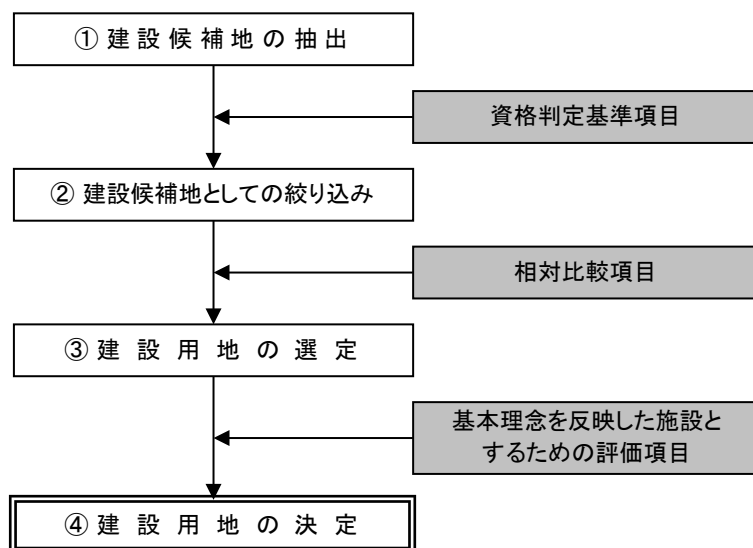
- ・住民の利便性の向上（可燃・不燃・粗大ごみの持込場所が一元化される）
 - ・各施設が隣接することで、よりよいサービスの提供が見込める。
- ・各施設間で廃熱・排水・汚泥の相互利用を行い環境負荷の低減が見込める。
 - ・破碎処理施設からの選別可能ごみの搬送費用が削減できる。
 - ・し尿処理施設で発生する脱水汚泥を助燃材としてごみ焼却施設で焼却できる。
 - ・発電により、施設間での電力供給が可能である。
- ・各施設を一元管理することが出来るため維持管理コストの削減が見込める。
- ・取付道路などのインフラ整備にかかる財政負担の削減が見込める。
- ・各施設を隣接させることで緑地、道路、管理棟など共有化することができ、整備や維持管理にかかる財政負担の削減が見込める。
- ・施設建替え用地も含め整備することで各施設をローテーションしながら運営ができる。
- ・各施設を隣接させることで維持管理がし易い。

4. 建設用地選定等の考え方

4-1. 焼却施設、リサイクル施設、汚泥再生処理センター

建設用地の確保にあたっては、現在のセンター施設同様に買収による取得もしくは借地のどちらかを検討する必要がある。今後、用地の選定状況に応じ、買収もしくは借地のいずれかを決定していくものとする。

(1) 建設用地の選定手順



(2) 建設候補地抽出の方法

建設候補地を抽出する方法について、これまでセンターでは各種条件により建設候補地を選定したうえで地元自治会と合意形成を図ってきたが、今後、建設候補地を抽出する方法については、公募による方法も視野に入れながら他自治体の事例を参考にしながら検討するものとする。

(3) 建設候補地抽出のための条件

■建設候補地の資格判定基準項目（案）

- ① 施設整備に必要な面積が確保できること。
- ② 平坦地の造成が容易にできること。
- ③ 建設用地について、各種法令による規制がないこと、あるいはその影響が少ないこと。
- ④ ライフライン（上下水道および高圧受電（6,600V））の確保ができること。
- ⑤ 大型車両が通行可能な道路からの距離が短いこと。
- ⑥ 土質、地質条件が良好なこと。

(4) 建設候補地として絞り込むための相対比較項目、評価指標、評価基準 (案)

評価項目		評価指標	評価基準
環境保全	①住居密集割合	住宅の戸数	住宅数が少ない方が好ましい。
環境保全	②周辺諸施設との距離	施設数 施設までの距離 (直線距離)	施設数が少なく、施設までの距離が遠い方が好ましい。
環境保全・安全性	③土地利用の現況	土地利用者数 避難場所指定状況	多くの市民が利用する土地は避けることが好ましい。 避難場所指定の土地は避けることが好ましい。
環境保全・循環型社会	④関連施設との距離	関連施設との距離 (直線距離)	関連施設との距離は、短い方が好ましい。
環境保全・経済性	⑤収集運搬の距離	収集運搬の距離 (総トリップ ^{注1)})	収集運搬距離は短い方が好ましい。
環境保全・経済性	⑥斎場施設への電力供給	斎場施設との隣接	斎場施設と隣接する方が好ましい。
環境保全・法的規制	⑦騒音、振動、悪臭等の環境保全対策への対応可能性	規制基準による規制区域	規制区域の厳しい土地は、避けることが好ましい。
安全性	⑧地形・地質	地形 地質 断層・活断層	急傾斜地・くぼ地等の地形は避けることが好ましい。 軟弱な地盤や断層・活断層は避けることが好ましい。
経済性	⑨将来的な施設の改造、増築、建替え等への対応の可能性	確保可能面積	広い土地を確保できる方が好ましい。
経済性	⑩両市との位置関係	市境からの距離 (直線距離)	両市の市境との距離は近い方が好ましい。
経済性	⑪敷地周辺整備 (道路・緑地帯の共有)	斎場施設との隣接	斎場施設と隣接する方が好ましい。
経済性	⑫施設の維持管理	斎場施設との隣接	斎場施設と隣接する方が好ましい。
法的規制	⑬建築物形状への制約の有無	建築物形状への制約	建築物形状への制約のある土地は避けることが好ましい。
法的規制	⑭土地利用規制及び建設場所特有の立地規制との整合性	土地利用規制	用途地域上、建設が困難な土地は避けることが好ましい。 都市公園等の施設建設に規制がある土地は避けることが好ましい。
処理効率性	⑮周辺他施設における車両通行状況	交通集中施設からの距離(直線距離) 道路混雑度	交通集中施設から遠い方が好ましい。 また、近接する道路は混雑していない方が好ましい。
用地取得実現性	⑯他市町との距離関係	他市町からの距離(直線距離)	他市町との距離は遠い方が好ましい。
用地取得の実現性・経済性	⑰用地取得の実現性	国や他自治体との協議 用地取得費	国や他自治体との調整がなく、用地取得費の安価な土地が好ましい。

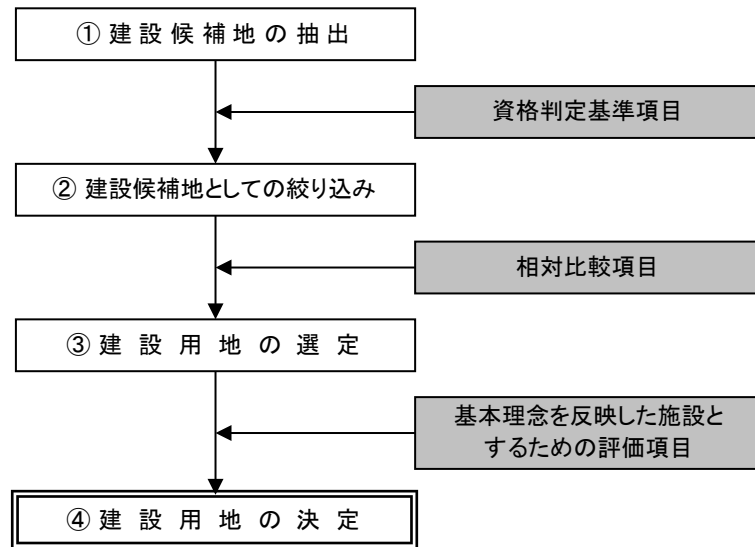
(5) 基本理念を反映した施設とするための評価項目 (案)

基本理念	評価項目	評価指標	評価基準
焼却施設の回収熱エネルギーの効率的な有効利用と設備・維持管理の合理化による電力使用量と二酸化炭素排出量の抑制を図り、低炭素社会や循環型社会形成の推進に貢献するものとする。	経済性	収集運搬費	4tパッカー車による直接輸送費
		ごみ中継施設整備費 ※候補地が人口中心位置から大きく外れる場合に検討し、必要性の有無を選定する。	・中継施設建設費、用地費 ・中継施設の維持管理費 ・10tトラックによる輸送費
		焼却施設整備費	・焼却施設の建設費、用地費 ・焼却施設の維持管理費
		リサイクル施設整備費	・リサイクル施設の建設費
		汚泥再生処理センター整備費	・収集運搬費 ・汚泥等輸送費 ・汚泥再生処理センターの建設費、用地費
		交付金対象事業	交付金対象外負担額
	熱利用	発電効率	・発電量の相対比較 ※施設規模が大きいほど効果は大。
		電力消費量	・場内他施設での電力消費 ※施設が統合されるほど場内での電力消費は大となる。
		売電効率	・送電線までの距離 ※距離が大きいと売電のための設備投資が大となる。
		余熱の有効活用	・候補地での余熱利用の有効性 ※人口密集地域ほど有効性は高い。
		熱供給効率	・候補地近隣での熱供給先(プール等)の有無及び熱供給先までの距離 ※供給先はあるが遠いと供給困難。
	環境負荷	二酸化炭素排出量	・収集車からの排出 ※施設が統合されるほど集中する。 ・各処理施設からの排出 ※同上
		建設用地周辺の環境負荷	・ごみ発電による削減効果 ※施設規模が大きいほど効果は大。

4-2. 斎場施設

建設用地の確保にあたっては、現在のセンター施設同様に買収による取得もしくは借地のどちらかを検討する必要がある。今後、用地の選定状況に応じ、買収もしくは借地のいずれかを決定していくものとする。

（１）建設用地の選定手順



（２）建設候補地抽出の方法

建設候補地を抽出する方法について、これまでセンターでは各種条件により建設候補地を選定したうえで地元自治会と合意形成を図ってきたが、今後、建設候補地を抽出する方法については、公募による方法も視野に入れながら他自治体の事例を参考にしたうえで検討するものとする。

（３）建設候補地抽出のための条件

■建設候補地の資格判定基準項目（案）

- ① 施設整備に必要な面積が確保できること。
- ② 平坦地の造成が容易にできること。
- ③ 建設用地について、各種法令による規制がないこと、あるいはその影響が少ないこと。
- ④ ライフライン（上下水道および高圧受電（6,600V））の確保ができること。
- ⑤ 土質、地質条件が良好なこと。

(4) 建設候補地として絞り込むための相対比較項目、評価指標、評価基準 (案)

評価項目		評価指標	評価基準
環境保全	①住居密集割合	住宅の戸数	住宅数が少ない方が好ましい。
環境保全	②周辺諸施設との距離	施設数 施設までの距離 (直線距離)	施設数が少なく、施設までの距離が遠い方が好ましい。
環境保全・ 安全性	③土地利用の現況	土地利用者数 避難場所指定状況	多くの市民が利用する土地は避けることが好ましい。 避難場所指定の土地は避けることが好ましい。
環境保全・ 循環型社会	④関連施設との距離	関連施設との距離 (直線距離)	関連施設との距離は、短い方が好ましい。
環境保全・ 経済性	⑤交通アクセス	各集落からの距離	各集落からの距離が近い方が好ましい。
環境保全・ 経済性	⑥廃棄物処理施設からの 電力供給	廃棄物処理施設との隣接	廃棄物処理施設と隣接する方が好ましい。
環境保全・ 法的規制	⑦騒音、振動、悪臭等の 環境保全対策への対応可能性	規制基準による規制区域	規制区域の厳しい土地は、避けることが好ましい。
安全性	⑧地形・地質	地形 地質 断層・活断層	急傾斜地・くぼ地等の地形は避けることが好ましい。 軟弱な地盤や断層・活断層は避けることが好ましい。
経済性	⑨将来的な施設の改造、 増築、建替え等への対応 の可能性	確保可能面積	広い土地を確保できる方が好ましい。
経済性	⑩両市との位置関係	市境からの距離 (直線距離)	両市の市境との距離は近い方が好ましい。
経済性	⑪敷地周辺整備 (道路・緑地帯の共有)	廃棄物処理施設との隣接	廃棄物処理施設と隣接する方が好ましい。
経済性	⑫施設の維持管理	廃棄物処理施設との隣接	廃棄物処理施設と隣接する方が好ましい。
法的規制	⑬建築物形状への制約の 有無	建築物形状への制約	建築物形状への制約のある土地は避けることが好ましい。
法的規制	⑭土地利用規制及び建設 場所特有の立地規制との 整合性	土地利用規制	用途地域上、建設が困難な土地は避けることが好ましい。 都市公園等の施設建設に規制がある土地は避けることが好ましい。
用地取得 実現性	⑮他市町との距離関係	他市町からの距離(直 線距離)	他市町との距離は遠い方が好ましい。
用地取得の 実現性・ 経済性	⑯用地取得の実現性	国や他自治体との協議 用地取得費	国や他自治体との調整がなく、用地取得費の安価な土地が好ましい。

(5) 基本理念を反映した施設とするための評価項目（案）

基本理念	評価項目	評価指標	評価基準
人生の終焉の場にふさわしく、すべての利用者にやさしく、安心して利用できる施設とする。また、省資源、省エネルギーや環境負荷等、環境や経済性にも配慮した施設とする。	利便性	用地面積	・広い用地による利便性の向上 ※用地面積が広いほど効果は大。
	経済性	斎場整備費	・建設費、用地費 ・維持管理費